

第1回検討会で頂いた主なご意見

<頂いた主なご意見>

- 発注者は関係ないという話になるのかどうかという見解をまとめるところまで言及できたらいい。社会保険のときにも、発注者が完全に責任がないわけではないというコメントを国土交通省に出していただいた。
(平成25年3月29日主要民間発注者宛 土地・建設産業局長通知)
- 労働安全衛生法上では、労働者という言葉しか入っていないので、建設職人基本法の観点からずれ、そこを整理しない限りは、一人親方の安全衛生経費の問題は解決しない。労働者ということだけでなく、建設工事従事者と変えるなど、一人親方が安全衛生経費をもらえるような法整備が必要。
- 安全・健康を守っていくためにも、国民や住民も含めた周知、そういった広がりを作っていないとなかなか理解してもらえない。是非そこは検討していただきたい。
- 建設工事従事者の安全が高まって、その結果、建設業全体が発展していくという筋道、その中で、発注者、元請け、下請けの関係が円滑に動くシステムを作るという論点が必要。

安全衛生経費の確保の検討にあたっての論点①

①安全衛生経費の定義付け

(現状・課題)

- 労働安全衛生法令においては、労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、当該対策に要する経費(安全衛生経費)は元請・下請が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとしてきた。
- 一方、専門工事業からは安全衛生経費の定義付けについて以下意見があった。
 - ・労働安全衛生法令に定められた項目だけでは、それ以上の安全対策を実施する必要は無いとのメッセージになる可能性。
 - ・安全衛生経費の定義に少しでも合わない項目は、対象外とみなされるため、安全衛生経費の項目は細かすぎない方がいい。



(論点の整理)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。
- 専門工事業の意見を踏まえ、当該安全衛生経費の中に「義務づけまでは求めないが実施することが望ましい項目」として作成することについてどう考えるか。
- 建設業労働災害防止協会が作成した安全衛生経費の項目(資料3-2)を活用することができるが、項目を大括りにしてもよいのではないか。(例えばヘルメット、安全帯等は保護具類にまとめるなど)

※建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

論点①に対し頂いた主なご意見

(論点①)

- **実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。**その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

<頂いた主なご意見>

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務付けられている項目に限定すべき。それ以外の項目については発注時から積算に組込むか又は甲乙協議して設計変更で経費を計上すべき。
- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は、安全・健康の確保のために必要な、資機材の設計費、点検費、組み立て・解体等に係る労務費等の経費の全てを対象とするべき。
- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は、労働安全衛生法令に義務付けられている項目の他、以下のものも対象とするべき。
 - ・現状の安全対策として普及している事項
 - ・現場の状況工種等に応じて必要となる事項(リスクアセスメントに基づくものを含む)
 - ・ガイドライン等に示されている事項 等
- 建設業の働き方改革等により、労働環境が大きく変動することが想定されるため、将来の方向性も考慮し、事業者の自主的な取組に対しても対応できるよう、ある程度自由度のある弾力的な定義とすべき。

論点①に対し頂いた主なご意見

(論点①)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

<頂いた主なご意見>

- もともと施工上必要となる項目であっても、安全確保上必要とされる経費であるので、安全衛生経費とすべき。
- 足場、支保工、土留め等の「直接工事費」は、施工計画時に実施工法を選定し、仮設計算に基づいて数量を明確にして専門工事会社と請負契約を結ぶため、「建設職人基本法」上の安全衛生経費とは別物と考えるべき。
- 施設・設備等に当然含まれる安全衛生対策の部分を明確に区分することは困難であるところから、安全衛生経費として別建てせず直接工事費に含めるべき。

論点①に対し頂いた主なご意見

(論点①)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

<頂いた主なご意見>

- 建設工事従事者の安全を確保するためには、建設工事従事者により安全衛生対策のための設計、現場作業、点検、解体が適切に行われる必要があるため、労務費も安全衛生経費の項目に加えるべき。
- 安全衛生対策に関わる労務費と施工に係る労務費を区分し人工数を把握することは困難であるため、加えるべきでない。
- 労務費は直接工事費の計上費用に含まれる複合単価として扱えばよい。

論点①に対し頂いた主なご意見

(論点①)

○ 専門工事業の意見を踏まえ、当該安全衛生経費の中に「義務づけまでは求めないが実施することが望ましい項目」として作成することについてどう考えるか。

<頂いた主なご意見>

- 法令に関する最低限の部分と望ましい部分を書いてよい。
- 義務付けから外された項目は、事業者によっては「義務でないので守る必要はない」とされ、事故を招いたり、不平等を生じさせることにつながるため、こうした区別はすべきではない。
- 「義務づける項目」と「実施することが望ましい項目」に区分し、細分化しすぎると複雑になってわかりづらくなることが懸念される。
- 「実施することが望ましい項目」を作成するのであれば、下請け業者選定において不平等が生じないように、見積もりにおける経費の計上方法が明確であるべき。

(補足)

本項目については、先述の以下の論点に関するご意見も参考にすべきと考えられる。

○ 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。

論点①に対し頂いた主なご意見

(論点①)

- 建設業労働災害防止協会が作成した安全衛生経費の項目(第1回検討会資料3-2)を活用することができるが、項目を大括りにしてもよいのではないか。(例えばヘルメット、安全带等は保護具類にまとめるなど)

本論点に対するご意見は「資料5-2の追加・修正に関するご意見」及び論点②「下請けまで確実に支払われるような実効性のある施策」に対するご意見にて別途まとめているため本項では省略する。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(現状・課題)

- これまで、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示する取組を進めてきたところ。
- 安全衛生経費の積算方法は様々であり、その経費も労務関係の単価、各工種の単価、経費に含まれるなど、安全衛生経費の内訳明示をしていない企業が多い。
- 労務費から率を掛けて算出できる法定福利費と異なり、積算方法が複雑。
- 積算方法を抜本的に変更することは望まないといった意見も多数ある。



(考え方の整理)

- 関連する施策としては、社会保険の加入対策の取組があるが、社会保険の加入対策と同様に、まずは安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用等について、検討することが必要ではないか。
- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

論点②に対し頂いた主なご意見

(論点②)

○ 関連する施策としては、社会保険の加入対策の取組があるが、社会保険の加入対策と同様に、まずは安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用等について、検討することが必要ではないか。

<頂いた主なご意見>

- 安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用でよい。
- 法的な費用負担区分が不明確なため、社会保険の内訳明示と同様の効果は見込めない。
- 経費の算出が比較的容易な社会保険と異なり、現場条件によって安全衛生経費の掛け方が様々で、実態として清算で処理される事が多いため、内訳明示は難しい。
- 「下請けまで確実に支払われるような実効性のある施策」を実現するには、安全健康経費の定義付けを確立し、安全健康経費を独立した経費として位置づけ、見積もり段階から別枠として積算し、明示する等、安全健康経費に係る全ての契約内容の「見える化」をどのように実現するかという根本的な議論が最優先されるべきである。

論点②に対し頂いた主なご意見

(論点②)

○ 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから以下に分類している。

・安全衛生経費の対象項目の内訳明示に関するご意見

- ・安全衛生経費の負担者の区分の明示に関するご意見
- ・安全衛生経費の積算手法に関するご意見

<頂いた主なご意見>

- 現状では安全費が共通仮設費の率分で計上されているため、項目や経費が不明確であるため、その明示の方法論の検討が必要である。
- 項目の示し方(小項目とするか大括りとするか)を考えるに当たっては、元請と下請の負担区分を明確にできることが重要である。
- 上記について議論した上で、積算事務の省力化等の観点から積算事務における項目の括り方を議論すべきである。
- 二次以降の下請業者において、安全衛生経費を適切に記載した見積書の作成は困難ではないか。

論点②に対し頂いた主なご意見

(論点②)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。
 - ※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから以下に分類している。
 - ・安全衛生経費の対象項目の内訳明示に関するご意見
 - ・**安全衛生経費の負担者の区分の明示に関するご意見**
 - ・安全衛生経費の積算手法に関するご意見

<頂いた主なご意見>

- 安全衛生経費の項目は、元請と下請の負担区分を明確にすることが重要である。
- 「安全衛生経費の負担区分」は、建設業労働災害防止協会の報告書に示された費目総括表をベースとした検討が適切と思われる。
- チェックリストの活用により、ゼネコン、サブコンの予算や実施項目を着工前に明確にしておく必要がある。
- 元請・下請(ゼネコン、サブコンから一人親方を含む最終次まで)の負担区分を明確にした方が良い。

論点②に対し頂いた主なご意見

(論点②)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。
 - ※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから以下に分類している。
 - ・安全衛生経費の対象項目の内訳明示に関するご意見
 - ・安全衛生経費の負担者の区分の明示に関するご意見
 - ・**安全衛生経費の積算手法に関するご意見**

<頂いた主なご意見>

- 安全衛生経費は見積もり段階から直接工事費とは別枠にまとめて積算し、何らかの形で明示すると必要な経費の確保につながる。
- 安全確保のために必要な経費は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費等とは独立した費用項目として、積算体系上明確に別枠として位置づけるべき。
- 数量や計上・寸法等が明確なものは直接工事費に含むことが合理的である。明確に数量を拾えないものは大括りにして率計上すれば良い。
- 保護具・教育経費・資格取得の経費等、個々の現場ごとの経費ではない項目は、下請の会社経費として一定の率で支払う仕組みが適切かつ効率的である。

(次ページに続く)

論点②に対し頂いた主なご意見

(論点②)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。
 - ※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから以下に分類している。
 - ・安全衛生経費の対象項目の内訳明示に関するご意見
 - ・安全衛生経費の負担者の区分の明示に関するご意見
 - ・**安全衛生経費の積算手法に関するご意見**

(前ページより)

<頂いた主なご意見>

- 積算の専門機関等により安全衛生対策の項目を全て洗い出し、直接工事費に含むものと安全衛生経費に含むものを仕分けする作業を行うと同時に、負担区分を明確にして金額を積み上げ、工種及び工事金額毎に直接工事費に対する標準的な比率を算出する方法が現実的である。
- 発注者と元請間の安全衛生経費については、発注区分、工作物の種別、建物の構造、規模等に分けて、請負金額に乗ずる標準的な比率を示し、共通仮設工事、直接工事費とは別枠に計上するしくみを公表することが望ましい。
- 安全衛生経費については、発注者にて必要と思われる経費の費目をあらかじめ計画し、設計書の直接工事費や共通仮設費に費目と数量を明示し、入札参加業者間で平等に費用計上するようにしてはどうか。工事着手後の仮設計画を踏まえ、費目と数量の照査を行い、清算を行う仕組みがあることが望ましい。

論点②に対し頂いた主なご意見

事務局から提示した論点の他、実効性のある施策の検討の方向性に関し頂いたご意見等

<頂いた主なご意見>

- 社会保険の加入対策においても、まだ下請まで確実に支払われていない現状から、対策強化があげられている。これらの対策強化も最初から示した方がいいのではないか。(安全衛生や健康管理の取組状況をチェックして、適正に実施していない事業者とは契約しないというような仕組みなど)
- 発注者側の安ければ良いという考え方を変えなければ、元請から下請までの安全衛生経費の確保は困難である。落札率によって安全衛生経費が削減されないような仕組みの検討が必要である。その際、安全衛生経費をしっかりと算出した企業が不利とならない仕組みの検討が必要である。また、適正な利益を確保できる仕組みが必要である。
- 元請け段階で、安全健康経費を契約の中で明記し、発注者-元請けの間では総価契約主義の中で、一定の安全に関する基準を守っていることを前提に、この経費も競争の対象とするが、一次下請け以下ではこれを減額することができないようなシステムを作る必要がある。
- 施策によって積算事務の増加等により長時間労働につながらないように注意が必要である。
- また、安全衛生経費が適切に安全対策に使用されるかどうか重要であり、安全衛生経費の項目が再下請契約(最終次まで)に反映されていること等を確認する必要がある。一方で、現場管理が煩雑にならないよう注意が必要である。

③民間発注者等の理解を得るための方策

(現状・課題)

- 安全衛生経費を内訳明示させる場合、ディベロッパー等の民間発注者側にとっては、発注金額の増加につながることを懸念している。また、知識・ノウハウが不足していることも多い。
(H28年度厚労省委託事業調査より)



- 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

論点③に対し頂いた主なご意見

(論点③)

○ 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

<頂いた主なご意見>

- 発注者と元請間において、発注の態様、工作物の種別、建物の構造、規模等に分けて請負金額に乗ずる標準的な比率を示すことが望ましい。
- 民間発注者は、出来形以外の仮設や安全に関する費用は元請の責任で見積ることを求めており、費用の中身を査定するインセンティブが働きづらい。標準的な比率で安全衛生経費を設定した場合、民間発注者に増額を請求できないケースも想定されるため、工事の特殊性など様々な事情を勘案して増額できる仕組みが必要。
- 工種、工事規模等によって安全衛生経費は異なるので、一概に目安額を提示するのは妥当ではない。
- 民間を中心とする発注者において、安全衛生経費の必要性や重要性の認識と経費の確保が重要であるが、「目安額」の提示はその妨げになる恐れがある。

(次ページへ)

論点③に対し頂いた主なご意見

(論点③)

○ 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

(前ページより)

＜頂いた主なご意見＞

- 民間発注者も安全に係る費用は適正に計上すべきであり、必要な費用に対する理解を求めることが重要である。
- 「建設業法令遵守ガイドライン」において、「下請事業者が労働防災対策を講ずることに要する経費は、建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」に含まれる」とされているため、「発注金額の増加につながることを懸念」されるものでなく、確保されて然るべきことを改めて認識させるべきである。
- 厚生労働省の統計によれば、小規模の事業者、特に建築においては木造建築における災害が多いため、大手ディベロッパーだけでなく、中小工務店や住宅建設を発注する一般国民なども対象に理解を得る方策を検討すべきである。
- 民間工事の場合は、安全衛生経費等は無視されているのが現状であり、国交省は民間工事に対しても安全衛生経費の支払いを徹底的に指導・教育すべきである。

(補足)

本項目については、先述の以下のご意見も参考にすべきと考えられる。

○ **事務局から提示した論点の他、実効性のある施策の検討の方向性に関し頂いたご意見等**

(1)元請・下請

調査対象:建設業許可業者から無作為に抽出

調査方法:アンケート調査(アンケート結果を踏まえ一部の企業に対してヒアリングも実施)

調査項目:(1)企業の概要

企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地

(2)見積書及び契約書における安全衛生経費の明示の実態

直近の一現場における安全衛生経費の積算方法、明示の有無、明示の具体的な方法

(3)安全衛生経費の明示における課題

安全衛生経費項目案を明示できるかどうか、課題

等

(2)発注者

調査対象:関係団体を通じて民間発注者を抽出

調査方法:アンケート調査(アンケート結果を踏まえ一部の企業に対してヒアリングも実施)

調査項目:(1)企業の概要

企業の規模、主な工事(土木、建築)、本社所在地

(2)安全衛生経費の確保に対する意見

安全衛生経費の項目案、安全衛生経費の明示方法

(3)安全衛生経費の確保について施工企業に求めるもの

等

⇒ 本項目に対し頂いたご意見は議事3「安全衛生経費の実態調査計画(案)」にて議論を行う。